

## 現行計画の概要

- 災害対策基本法第42条に基づき、堺市防災会議が策定する計画
- 国の防災基本計画及び大阪府地域防災計画に抵触することなく作成することが義務付けられている
- 最終の修正は令和4年3月

### 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

### 事前に備えるべき目標

- 災害に強い堺市をつくる
  - I 被害の発生を抑止する
  - II 被害の拡大を抑止する
  - III 迅速に判断・行動する
  - IV 早期の復旧・復興と生活再建

## 計画の構成

総 則

災害予防対策

災害応急対策

地震・津波編

風水害編

事故等編

災害復旧・復興対策

付編：南海トラフ地震防災対策推進計画

## 修正の趣旨

最近の災害対応の教訓及び施策の進展等を受けて修正された国の防災基本計画（令和4年5月修正）及び大阪府地域防災計画（令和4年12月修正）の内容を踏まえた修正を行う。

## 主な修正内容

### 1 令和3～4年度に発生した災害を踏まえた修正

- 発生した主な災害：令和3年7月豪雨（土石流、河川氾濫）・令和3年8月豪雨（河川氾濫）
  - ▶ 災害時における安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化を目的とした体制整備の内容を追記
  - ▶ 危険が確認された盛土に対する是正指導等、盛土による災害の防止に向けた対応について追記

### 2 関連する法令の改正を踏まえた修正

<津波対策の推進に関する法律の改正>

- ▶ 津波対策におけるデジタル技術を活用した防災教育、訓練等の実施を促進する旨を追記

### 3 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ▶ 避難所における食物アレルギーへ配慮した備蓄を促進する旨を追記
- ▶ 帰宅困難者の一時滞在施設確保へ向けた大阪府との連携内容について追記
- ▶ 男女共同参画部署や男女共同参画センターが発災時に担う役割を明確化する旨を追記
- ▶ 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備促進について追記
- ▶ 災害対応における先進技術の導入促進について追記
- ▶ その他、本市における防災施策の進捗及び組織体制等を反映

## 1 令和3～4年度に発生した災害を踏まえた修正

- 該当期間に発生した主な災害：令和3年7月豪雨（土石流、河川氾濫）・令和3年8月豪雨（河川氾濫）
- ▶ 修正内容：災害時における安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

現行 P.159	国（防災基本計画）	大阪府地域防災計画	修正案 P.159
<p>災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第2節 情報収集伝達体制の整備 第3 災害広報体制の整備 【市長公室、危機管理室】 市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。 また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。</p>	<p>○都道府県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</p>	<p>第3 災害広報体制の整備 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。 また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。 さらに、府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</p>	<p>災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第2節 情報収集伝達体制の整備 第3 災害広報体制の整備 【市長公室、危機管理室】 市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。 また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。 <u>さらに、府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u></p>

## 1 令和3～4年度に発生した災害を踏まえた修正

● 該当期間に発生した主な災害：令和3年7月豪雨（土石流、河川氾濫）・令和3年8月豪雨（河川氾濫）

▶ 修正内容：危険が確認された盛土に対する是正指導等、盛土による災害の防止に向けた対応

現行 P.87	国（防災基本計画）	大阪府地域防災計画	修正案 P.89
<p>災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第5節 土砂災害予防対策の推進 第6 宅地防災対策 【建築都市局】 (略) 3 大規模盛土造成地の周知及び造成宅地防災区域の指定の検討 (略) <b>(新設)</b></p>	<p>○<u>地方公共団体は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</u> また、都道府県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>第7 宅地造成及び盛土等対策 (略) 5 府および市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第5節 土砂災害予防対策の推進 第6 <b>宅地造成及び盛土等対策</b> 【建築都市局】 (略) 3 大規模盛土造成地の周知及び造成宅地防災区域の指定の検討 (略) <b>4 盛土の点検及び指導</b> <u>市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>

## 2 関連する法令の改正を踏まえた修正

### <津波対策の推進に関する法律の改正>

▶ 修正内容：津波対策におけるデジタル技術を活用した防災教育、訓練等の実施

現行 P.65	国（防災基本計画）	大阪府地域防災計画	修正案 P.66
<p>災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第3節 津波被害防止対策の推進 第1 津波対策 【危機管理室、区役所、建設局、各施設管理者】 1 市 市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、津波避難計画を策定し、避難場所・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。津波については、限られた時間で一人ひとりが主体的に迅速かつ確実な避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。</p>	<p>○津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p>	<p>第5 津波から「逃げる」ための総合的な対策 府、沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。 また、府および市町村は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p>	<p>災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第3節 津波被害防止対策の推進 第1 津波対策 【危機管理室、区役所、建設局、各施設管理者】 1 市 市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、津波避難計画を策定し、避難場所・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。津波については、限られた時間で一人ひとりが主体的に迅速かつ確実な避難行動をとることが重要であるため、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。 <u>また、市及び府は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p>

## 3 最近の施策の進展等を踏まえた修正

▶ 修正内容：避難所における食物アレルギーへの配慮

現行 P.292	国（防災基本計画）	大阪府地域防災計画	修正案 P.291
<p>災害応急対策 地震・津波編 第2章 応急復旧期の活動 第2節 指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点 (略)</p> <p>(5) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施</p> <p>(6) 間仕切りの設置 (略)</p>	<p>○被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p>	<p>第2節 指定避難所の開設・運営等 (略)</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営 2 指定避難所の管理、運営の留意点 (略)</p> <p>(5)食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</p> <p>(6) 避難行動要支援者への配慮 (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施 (略)</p>	<p>災害応急対策 地震・津波編 第2章 応急復旧期の活動 第2節 指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点 (略)</p> <p><b>(5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</b></p> <p><b>(6)</b> 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施</p> <p><b>(7)</b> 間仕切りの設置 (略)</p>

## 3 最近の施策の進展等を踏まえた修正

▶ 修正内容：帰宅困難者の一時滞在施設確保へ向けた大阪府との連携

現行 P.184	国（防災基本計画）	大阪府地域防災計画	修正案 P.184
<p>災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第5節 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけ、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗や学校、公的施設、民間の事業所等に協力を求め、受入先の確保を図り、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。</p>	<p>(該当箇所なし)</p>	<p>第11節 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p> <p>市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。</p> <p>府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市町村と連携して市町村の一時滞在施設確保の支援に努める。 (略)</p>	<p>災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第5節 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけ、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗や学校、公的施設、民間の事業所等に協力を求め、受入先の確保を図り、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。</p> <p><u>府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力し、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市町村と連携して市町村の一時滞在施設確保の支援に努める。</u></p>

## 3 最近の施策の進展等を踏まえた修正

▶ 修正内容：男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

現行 P.143	国（防災基本計画）	大阪府地域防災計画	修正案 P.143
<p>災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 (略) 第1 中枢組織体制の整備【危機管理室】 (略) <b>(新設)</b> (略)</p>	<p>○<u>地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 (略) 第1 組織体制の整備 (略) 4 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 府および市町村は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、<u>明確化しておくよう努めるものとする。</u> (略)</p>	<p>災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 (略) 第1 中枢組織体制の整備【危機管理室】 (略) <b>4 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備</b> <u>市及び府は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築し、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。</u> (略)</p>

## 3 最近の施策の進展等を踏まえた修正

▶ 修正内容：避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備

現行 P.128	国（防災基本計画）	大阪府地域防災計画	修正案 P.129
<p>災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>2 指定避難所の指定 （略）</p> <p>(4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。 （略）</p> <p>さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p>	<p>○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第3 指定避難所等の指定、整備 （略）</p> <p>1 指定避難所の指定 （略）</p> <p>(4)市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。 （略）</p> <p>さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。また、停電時においても、<u>施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>2 指定避難所の指定 （略）</p> <p>(4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。 （略）</p> <p>さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p>

## 3 最近の施策の進展等を踏まえた修正

▶ 修正内容：自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進

現行 P.153	国（防災基本計画）	大阪府地域防災計画	修正案 P.153
<p>災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合防災体制の整備 第10 防災に関する調査研究の推進【危機管理室】</p> <p>市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。</p> <p>なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備を図る。</p>	<p>○国〔内閣府〕は、「<u>防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム</u>」等の取組を通じて、<u>地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進するものとする。</u></p>	<p>第7 防災に関する調査研究の推進 (略)</p> <p>また、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</p> <p>なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。</p> <p><u>さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。</u></p>	<p>災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合防災体制の整備 第10 防災に関する調査研究の推進【危機管理室】</p> <p>市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。</p> <p>なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。<u>さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。</u></p>

## 3 最近の施策の進展等を踏まえた修正

▶ その他、本市における防災施策の進捗及び組織体制等を反映

○ 地区防災計画の規定について

前回修正以降に提出のあった以下の地区防災計画を規定

### 令和4年度提出分

安井校区地区防災計画	深井西校区地区防災計画
八田荘校区地区防災計画	八田荘西校区地区防災計画
浜寺石津校区地区防災計画	家原寺校区地区防災計画
美木多校区地区防災計画	新金岡校区地区防災計画
百舌鳥校区地区防災計画	黒山校区地区防災計画
八上校区地区防災計画	

### 令和5年度提出分

高倉台地区防災計画	五箇荘校区地区防災計画
金岡校区地区防災計画(更新)	

## 3 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ▶ その他、本市における防災施策の進捗及び組織体制等を反映
  - 組織改編に伴う部署名変更
  - 制度廃止・統合等に合わせた記述変更
  - 現況データ等の時点更新
  - 現状の所管業務に合わせた担当部局変更
  - 文言修正 等

以上の修正内容を案として、パブリックコメントを実施 →資料2へ